

大隅森林管理署交渉（全国林野関連労働組合大隅森林管理署分会）

議事要旨

1 日 時 令和7年10月14日（火） 17：30～18：20

2 場 所 大隅森林管理署 会議室

3 出席者

大隅森林管理署	佐竹 敏郎	署長
	池水 寛治	次長
	間宮 学	総括事務管理官
全国林野関連労働組合大隅森林管理署分会	小島 洋一	執行委員長
	岩下 泰弘	副執行委員長
	山口 雄大	書記長
	竹崎 謙	執行委員
	川畑 地歩	執行委員

4 交渉事項

- (1) 対外的案件の対応について
- (2) 署内情報の共有について
- (3) 職員の安全確保について

5 議事概要

- (1) 対外的案件の対応について
(職員団体)

台風等による被害に関し、対外的（市及び地域住民）な対応も必要であることについて共有されたものの、その後、署としての対応等が遅く、また、担当者や森林官任せになっている。情報を共有した段階から署の対応を検討するとともに、当署は若く、経験が浅い職員もいることから、フォローアップが必要ではないか。

（当局）

ご指摘のとおり、署の対応等が遅く、担当者や森林官へのフォローも不十分で職員の負担が大きくなつたところである。今後においては、情報を得た段階から管理者がリーダーシップを取りながら対応の検討、適切な指示に努めて参りた

い。また、若い担当者を含め、職員への目配り、気配りを行いながら対応して参りたい。

(2) 署内情報の共有について

(職員団体)

署内における情報共有のあり方について、共有のみで済むもの、何らかの対応が必要なものを確認し情報を流すべきである。また、情報共有後にフォローがされず職員が困惑している状況が見受けられ、共有する情報の内容を精査し、何らかの対応が必要な場合は、声掛けするなど配慮が必要である。

(当局)

職員の対応が必要な案件や業務上関係のある情報など内容等を精査したうえで、職員への配慮を忘れずに分かりやすく情報を共有し、情報処理に伴う過重な労働負荷とならないよう努めて参りたい。

(3) 職員の安全確保について

(職員団体)

台風の接近等に伴って、職員が帰宅困難となることが想定される場合は、個々の職員に帰宅のタイミングを判断させるのではなく、当局が安全を先取りして判断し、該当職員に指示を行うこと。

(当局)

職員の安全確保に関わることであり、安全を先取りし、当局として適切に判断し、職員へ指示をして参りたい。

(当局)

結びに、今年4月から現在の体制で半年間対応してきたところであるが、本日いただいたご意見等を踏まえると、その間、当局として職員に対する配慮が不十分であった部分があった。今後は、職員への目配り、気配りに配慮し、緊張感をもって対応して参りたい。引き続き、職員団体のご理解、ご協力をよろしくお願ひする。

以上